

## 災害復旧工事での保護具着用義務のある作業

保護具	作業の種類	準拠条文
保護帽	最大積載荷重 5 トン以上の不整地運搬車での荷の積卸し	安衛則 1 5 1 の 5 2
	最大積載荷重 5 トン以上の貨物自動車での荷の積卸し	安衛則 1 5 1 の 7 4
	明り掘削の作業	安衛則 3 6 6
	造林等の作業	安衛則 4 8 4
	高さ 5 m 以上または橋梁支間 3 0 m 以上の鋼橋の架設、解体、又は変更	安衛則 5 1 7 の 1 0
	高さ 5 m 以上のコンクリート造工作物の解体、又は破壊	安衛則 5 1 7 の 1 9
	高さ 5 m 以上または橋梁支間 3 0 m 以上のコンクリート造工作物の架設、解体、又は変更	安衛則 1 5 1 の 2 4
ロープ高所作業	安衛則 5 3 9 の 8	
要求性能墜落用器具	高所作業車の作業床での作業	安衛則 1 9 4 の 2 2
	高さ 2 m 以上の高所作業（作業床、囲い等の設置困難なとき）	安衛則 5 1 8 ~ 5 2 0
	ロープ高所作業	安衛則 5 3 9 の 7
	つり足場、張出し足場、又は高さ 5 m 以上の足場の緊結、取りはずし、受け渡し等の作業	安衛則 5 6 4
	酸素欠乏危険作業で転落のおそれがあるとき	酸欠則 6
作業帽及び作業服	動力駆動機械に巻込まれるおそれがあるとき	安衛則 1 1 0
保護眼鏡及び保護手袋	アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置による金属の溶接、溶断又は加熱	安衛則 3 1 2、3 1 3
適当な保護具	アーク溶接のアークその他強烈な光線による危険のおそれがある場所 しゃ光保護具JIS規格T8141以上 しゃ光保護具の使用について（56.12.16基発773）	安衛則 3 2 5
絶縁用保護具等	高压活線、高压活線近接、低压活線、低压活線付近	安衛則 3 4 1 ~ 3 4 3
不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等	皮膚に障害を与える物の取扱い等	安衛則 5 9 5、5 9 7
耳栓等	強烈な騒音を発する場所での作業	安衛則 5 9 5、5 9 7
空気呼吸器、酸素呼吸器又は	酸素欠乏危険作業で換気できないか換気困難な場合	酸欠則 5 の 2

## 災害復旧工事が必要な保護具の使用状況の監視義務のある作業

保護具	作業の種類	準拠条文
保護帽	不整地運搬車の重量物（1 0 0 k g）の積卸し	安衛則 1 5 1 の 4 8
保護眼鏡及び保護手袋	アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置による金属の溶接、溶断又は加熱	安衛則 3 1 5、3 1 6
要求性能墜落制止用器具等及び保護具	型枠支保工の組立て解体	安衛則 2 4 7
	地山の掘削	安衛則 3 6 0
	土止め支保工の切ばり、腹おこしの取付け取外し	安衛則 3 5 7
	建築物等の鉄骨の組立て等（高さ 5 m 以上）	安衛則 5 1 7 の 5
	鋼橋架設等（高さ 5 m 以上又は支間 3 0 m 以上）	安衛則 5 1 7 の 9
	コンクリート造工作物の解体等（高さ 5 m 以上）	安衛則 5 1 7 の 1 8
	コンクリート橋架設等（高さ 5 m 以上又は支間 3 0 m 以上）	安衛則
足場の組立て、解体又は変更	安衛則 5 6 6	
安全帯及び保護帽	クレーン、デリック、移動式クレーンのジブ、屋外設置エレベーター及び建設用リフトの組立て等の作業	安衛則 1 1 0
呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣	酸素欠乏危険作業	酸欠則 1 1